

注記
(一般会計等・全体会計・連結会計)

1 重要な会計方針

(1)有形固定資産等の評価基準及び評価方法

①有形固定資産……………取得原価

ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。

ア.昭和 59 年以前に取得したもの……………再調達価額

ただし、道路・河川及び水路の敷地は備忘価額 1 円としています。

イ.昭和 60 年度以降に取得したもの

取得原価が判明しているもの……………取得原価

取得原価が判明していないもの……………再調達価額

ただし、取得原価が不明な道路、河川及び水路の敷地は備忘価額 1 円としています。

②無形固定資産……………取得原価

ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。

取得原価が判明しているもの……………取得原価

取得原価が不明なもの……………再調達価額

(2)有価証券等の評価基準及び評価方法

①満期保有目的有価証券

なし

②満期保有目的以外の有価証券

ア.市場価格のあるもの……………会計年度末における市場価格

イ.市場価格のないもの……………取得原価

ただし、市場価格のないものについて、出資先の財政状況の悪化により出資金の価値が著しく低下した場合には、相当の減額を行うこととしております。なお、出資金の価値の低下割合が 30%以上である場合には、「著しく低下した場合」に該当するものとしています。

③出資金

ア.市場価格のあるもの

なし

イ.市場価格のないもの……………出資金額

ただし、市場価格のないものについて、出資先の財政状況の悪化により出資金の価値が著しく低下した場合には、相当の減額を行うこととしております。なお、出資金の価値の低下割合が 30%以上である場合には、「著しく低下した場合」に該当するものとしています。

(3) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

水道事業の貯蔵品は先入先出法の原価法にて評価を行っています。

(4) 有形固定資産等の減価償却の方法

① 有形固定資産(リース資産を除きます。)……定額法

なお、主な耐用年数は以下の通りです。

建物	5年～50年(建物付属設備含む)
工作物	3年～60年
物品	2年～38年

② 無形固定資産(リース資産を除きます。)……定額法

ソフトウェアについては、見込利用期間(5年又は10年)に基づく定額法によっています。

③ ファイナンス・リース取引に係るリース資産(リース期間が1年以内のリース取引を除きます。)

…自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法

(5) 引当金の計上基準及び算定方法

① 投資損失引当金

なし

② 徴収不能引当金

未収金については、過去5年間の平均不納欠損率により、徴収不能見込み額を計上しています。

長期延滞債権については、過去5年間の平均不納欠損率により、徴収不能見込み額を計上しています。

③ 退職手当引当金

当年度末の要支給額に相当する金額から、退職手当組合における積立金相当額を控除した金額を計上しています。

④ 損失補償等引当金

履行すべき額が確定していない損失補償債務等のうち、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に規定する将来負担比率の算定に含めた将来負担額を計上しています。

⑤ 賞与等引当金

翌年度の6月支給予定の期末手当及び勤勉手当並びにそれらに係る法定福利費相当額の見込額について、それぞれ本会計年度の期間に対応する部分を計上しています。

(6)リース取引の処理方法

①ファイナンス・リース取引(リース期間が1年以内のリース取引及びリース料総額が300万円以下のファイナンス・リース取引を除きます。)

……通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

②上記以外のリース取引

……通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

(7)資金収支計算書における資金の範囲

現金(手許現金及び要求払預金)及び現金同等物

なお、現金及び現金同等物には、出納整理期間における取引により発生する資金の受け払いを含んでいます。

歳計外現金は、資金収支計算書の資金の範囲には含めません。

ただし、本表の欄外注記として、前年度末歳計外現金残高、本年度歳計外現金増減額、本年度末歳計外現金残高及び本年度末現金預金残高を表示しています。

資金収支計算書の収支戻(本年度末資金残高)に本年度末歳計外現金残高を加えたもの(本年度末現金預金残高)は、貸借対照表の資産の部の現金預金勘定と連動します。

(8)その他財務書類作成のための基本となる重要な事項

①物品及びソフトウェアの計上基準

物品については、取得原価又は、見積価格が50万円(美術品は300万円)以上の場合に資産として計上しています。

ソフトウェアについても物品の取扱いに準じています。

②消費税及び地方消費税の会計処理

税込方式によっています。

ただし、公営企業会計(法適用化企業)については税抜方式によっています。

2 重要な会計方針の変更等

(1)会計処理、手続の変更

なし

(2)表示方法の変更

なし

(3)資金収支計算書における資金の範囲の変更

なし

3 重要な後発事象

(1) 主要な業務の改廃

なし

(2) 組織・機構の大幅な変更

なし

(3) 地方財政制度の大幅な改正

なし

(4) 重要な災害等の発生

なし

(5) その他の重要な後発事象

令和3年度に、新型コロナウイルス対策経費で約68億8千9百万円の支出が見込まれます。

4 偶発債務

(1) 保証債務及び損失補償債務負担の状況

なし

(2) 係争中の訴訟等で損害賠償等の請求を受けているもの

なし

(3) その他重要な偶発債務

なし

5 追加情報

(1) 財務書類の内容を理解するために必要と認められる事項

① 財務書類の会計区分は以下の通りです。

会計(団体)名	区分	連結方法	比例連結割合
一般会計等			
一般会計	地方公共団体	全部連結	-
再生可能エネルギー運営事業特別会計	地方公共団体	全部連結	-
全会計(一般会計等に下記特別会計を含める)			
国民健康保険事業特別会計	地方公共団体	全部連結	-
港湾事業特別会計	地方公共団体	全部連結	-
介護保険特別会計	地方公共団体	全部連結	-
後期高齢者医療特別会計	地方公共団体	全部連結	-
水道事業会計	地方公営企業	全部連結	-
公共下水道事業会計	地方公営企業	全部連結	-
農業集落排水事業会計	地方公営企業	全部連結	-
漁業集落排水事業会計	地方公営企業	全部連結	-
土地区画整理事業特別会計	地方公共団体	全部連結	-
連結会計(全会計に下記団体を含める)			
沖縄県市町村総合事務組合	一部事務組合	比例連結	7.81%
沖縄県後期高齢者医療広域連合	広域連合	比例連結	3.70%
沖縄県市町村自治会館管理組合	一部事務組合	比例連結	3.55%
比謝川行政事務組合(消防通信指令)	一部事務組合	比例連結	0.73%

② 一般会計等の対象範囲と普通会計の対象範囲に差異はありません。

③ 地方自治法第 235 条の 5 に基づき出納整理期間が設けられている会計においては、出納整理期間における現金の受け払い等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数としています。

④ 表示単位未満の金額は四捨五入することとしておりますが、四捨五入により合計金額に齟齬が生じる場合があります。

⑤ 割合は構成団体の負担金合計額に対するものです。財務書類上は各事業の負担割合により按分しています。

⑥地方公共団体の財政の健全化に関する法律における健全化判断比率の状況は、次のとおりです。

実質赤字比率	— %
連結実質赤字比率	— %
実質公債費比率	7.5%
将来負担比率	49.5%

⑦利子補給等に係る債務負担行為の翌年度以降の支出予定額 22 千円

⑧繰越事業に係る将来支出予定額

一般会計	3,256,526 千円
港湾事業特別会計	388,344 千円
介護保険特別会計	6,050 千円
土地区画整理事業特別会計	11,906 千円

⑨過年度修正等に関する事項

なし

(2)貸借対照表に係る事項

①会計基準へ変更したことによる影響額等

ア.財務書類の対象となる会計の変更

なし

イ.有形固定資産の評価基準の変更等による主な影響額

なし

②減価償却費について直接法を採用している科目

一般会計等

ソフトウェア	取得原価	1,279,440 千円
	減価償却累計額	709,549 千円

全体会計

ソフトウェア	取得原価	1,286,512 千円
	減価償却累計額	714,300 千円

連結会計

ソフトウェア	取得原価	1,294,608 千円
	減価償却累計額	714,300 千円

③減債基金に係る積立不足額

なし

④基金借入金(繰替運用)

なし

⑤地方公共団体の財政の健全化に関する法律における将来負担比率の算定要素は、次のとおりです。

ア.一般会計等に係る地方債の現在高	45,102,624 千円
イ.債務負担行為に基づく支出予定額	— 千円
ウ.一般会計等以外の特別会計に係る地方債の償還に充てるための一般会計等からの繰入見込額	2,111,754 千円
エ.組合等が起こした地方債の償還に係る負担行為見込額	— 千円
オ.退職手当支給予定額に係る一般会計等負担見込額	1,413,839 千円
カ.設立法人の負債額等に係る一般会計等負担見込額	— 千円
キ.連結実質赤字額	— 千円
ク.組合等の連結実質赤字額に係る一般会計等負担見込額	— 千円
ケ.地方債の償還額等に充当可能な基金	9,699,080 千円
コ.地方債の償還額等に充当可能な特定の歳入	987,785 千円
サ.地方債の償還等に要する経費として基準財政需要額に算入されることが見込まれる額	29,933,389 千円

⑥地方自治法第 234 条の 3 に基づく長期継続契約で貸借対照表に計上されたリース債務金額

一般会計 8,533 千円

(3)行政コスト計算書に係る事項

会計基準の変更による主な影響額

なし

(4)純資産変動計算書に係る事項

純資産における固定資産等形成分及び余剰分(不足分)の内容

①固定資産形成分

固定資産の額に流動資産における短期貸付金及び基金等を加えた額を計上しております。

②余剰分(不足分)

純資産合計額のうち、固定資産等形成分を差し引いた金額を計上しております。

(5) 資金収支計算書に係る事項

① 基礎的財政収支

一般会計等

△6,340,857 千円

全体会計

△6,772,010 千円

連結会計

△6,416,596 千円

② 既存の決算情報との関連性

	収入(歳入)	支出(歳出)
歳入歳出決算書(一般会計)	56,115,205 千円	53,687,796 千円
財務書類の対象となる会計の範囲の相違に伴う差額	12,943 千円	9,995 千円
繰越金に伴う差額	△2,033,622 千円	— 千円
会計間取引	— 千円	— 千円
資金収支計算書(一般会計等)	54,094,526 千円	53,697,790 千円

地方自治法第 233 条第 1 項に基づく歳入歳出決算書は「一般会計」を対象範囲としているのに対し、資金収支計算書は「一般会計等」を対象としているため、歳入歳出決算書と資金収支計算書は一部の特別会計(再生可能エネルギー運営事業特別会計)の分だけ相違します。

歳入歳出決算書では繰越金を収入として計上しますが、公会計では計上しないため、その分だけ相違します。

③ 資金収支計算書の業務活動収支と純資産変動計算書の本年度差額との差額の内訳

一般会計等

資金収支計算書

業務活動収支	3,266,232 千円
投資活動収支の国県等補助金収入	3,299,527 千円
未収債権、未払債務等(増減)	66,660 千円
資産売却益	22,182 千円
資産除売却損	△99,997 千円
賞与引当金増減額	3,539 千円
退職手当引当金増減額	140,505 千円
徴収不能引当金増減額	△4,022 千円
損失補償等引当金増減額	1,346 千円
その他(臨時損失)	△103 千円
減価償却費	△7,117,745 千円
純資産変動計算書の本年度差額	△421,876 千円

全体会計

資金収支計算書

業務活動収支	4,616,704 千円
投資活動収支の国県等補助金収入	3,721,125 千円
未収債権、未払債務等(増減)	98,034 千円
資産売却益	26,945 千円
資産除売却損	△99,997 千円
賞与引当金増減額	420 千円
退職手当引当金増減額	140,505 千円
徴収不能引当金増減額	25,128 千円
損失補償等引当金増減額	1,346 千円
その他(臨時損失)	△15,809 千円
減価償却費	△8,165,507 千円
純資産変動計算書の本年度差額	348,894 千円

④一時借入金

一般会計

一時借入金の限度額	12,000 千円
一時借入金に係る利子額	1,000 千円

再生可能エネルギー運営事業特別会計

一時借入金の限度額	設定額なし
-----------	-------

国民健康保険特別会計

一時借入金の限度額	設定額なし
-----------	-------

港湾事業特別会計

一時借入金の限度額	設定額なし
-----------	-------

介護保険特別会計

一時借入金の限度額	設定額なし
-----------	-------

後期高齢者医療特別会計

一時借入金の限度額	設定額なし
-----------	-------

水道事業会計

一時借入金の限度額	252,300 千円
一時借入金に係る利子額	1 千円

公共下水道事業会計	
一時借入金の限度額	195,000 千円
一時借入金に係る利子額	1 千円
農業集落排水事業会計	
一時借入金の限度額	5,600 千円
一時借入金に係る利子額	1 千円
漁業集落排水事業会計	
一時借入金の限度額	1,500 千円
一時借入金に係る利子額	1 千円
土地区画整理事業特別会計	
一時借入金の限度額	設定額なし

⑤重要な非資金取引

なし

(6)連結対象団体に係る事項

- ①一部事務組合・広域連合は、各団体の経費負担割合等に基づき比例連結の対象としています。
- ②地方三公社は、業務運営に実質的に主導的な立場を確保している地方公共団体へ全部連結を行います
が、特定できない場合は、出資割合に応じて比例連結を行っています。
- ③第三セクター等は、出資割合等が50%を超える団体(出資割合等が50%以下であっても業務運営に実質的に主導的な立場を確保している団体を含みます。)は、全部連結の対象としています。また、いずれの地方公共団体にとっても全部連結の対象とならない第三セクター等については、出資割合等や活動実績に応じて、比例連結の対象としています。ただし、出資割合が25%以下であって、損失補償を付している等の重要性がない場合は、比例連結の対象としていない場合があります。
- ④地方自治法第235条の5に基づき出納整理期間が設けられている会計においては、出納整理期間における現金の受け払い等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数としています。
- ⑤表示単位未満の金額は四捨五入しているため、合計金額に齟齬が生じる場合があります。